

## 報告第6号

### 中条町・黒川村任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、中条町、黒川村の負担金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその議決を得なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮りその議決を得なければならない。

2 会長において協議会が招集する暇がないと認めるときは、会長は、前項の補正について、処分することができる。ただし、次の協議会の会議において、これを報告しその承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用増をした項の金額については、他の項の金額に流用することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 予備費を充当した項の金額は、他の項の金額に流用してはならない。

3 協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)は、歳出予算を流用または、予備費を充用する必要があるときは、予算流用調書、予備費充用調書を作成し、会長の決裁を受けなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 会長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 任意協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、会議に諮りその認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村

の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条第2項関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費